

平成28年7月吉日

会員 各位

一般社団法人 沖縄県不動産流通機構
会長 小橋川共順
(公印省略)

優良会員研修会のご案内

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の会務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では本年度より依頼者の利益保護と不動産取引の健全な環境を構築するため、優良会員制度を設け、下記の研修会を開催することになりました。

敬具

記

1. 日 時 平成28年9月1日(木) 午後1時30分～午後5時30分 受付：午後1時

2. 場 所 沖縄県不動産会館 4階ホール
那覇市泉崎1-12-7

3. 研修内容 ①「優良会員の心構え」
②「媒介契約制度について」
③「流通機構諸規程について」

4. 受講資格 沖縄県不動産流通機構会員（受講後、登録が必要になります。）

5. 登録用件 代表者で以下の条件を満たしている者。

- ①全宅連キャリアパーソンの合格者。
- ②宅建協会関連団体の会費未納がないこと。

6. メリット ①「ちゅらさん家」HPに優良会員と掲載されます。
②自社の広告に優良会員マークを使用可能。

7. 申込内容 受講希望者は受講申込書に記載し、下記まで送信して下さい。
FAX (098-863-1170)

8. 定 員 70名(先着順)

9. 受 講 料 無料

10. お問い合わせ 一般社団法人 沖縄県不動産流通機構 事務局 嘉数
TEL: 098-861-3584

※駐車場台数はございませんので、公共交通機関等でお越し下さい。

受講申込書

事業者名		電話	
代表者名		FAX	

優良会員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県不動産流通機構（以下「本流通機構」という。）の諸規程等に基づき物件取引を公平・公正に行う優良会員を選任することにより、依頼者の利益保護と不動産流通の健全な発展に寄与することを目的とする。

(審査及び選任)

第2条 優良会員の審査は総務財務委員会で行い、理事会で承認し、選任する。選任された優良会員は総会において公表する。

(優良会員の基準)

第3条 優良会員は、次の基準に該当する会員に対して行う。

- ①（公社）沖縄県宅地建物取引業協会（以下、協会という）の苦情解決・研修業務所管委員会において指導歴がないこと。
- ②協会の法定研修会、地域研修会、実務研修会、その他研修会等に80%以上の出席率があること。
- ③媒介登録における登録義務違反がないこと。
- ④各種規程違反がないこと。（囲い込み・抜き行為等）
- ⑤協会関連団体の会費未納が無い。
- ⑥全宅連の不動産キャリアパーソンを受講し、合格していること。

(優良会員の義務)

第4条 優良会員に選任された会員は、本流通機構が開催する優良会員研修会を受講し、指定された「誓約書」を提出しなければならない。

(ホームページ掲載)

第5条 優良会員は、一般公開サイト「ちゅらさん家」ホームページに掲載する。

(優良会員の資格喪失)

第6条 第3条の優良会員の基準に満たない会員、又は誓約書に違反行為した場合は資格を喪失する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月12日開催の理事会より施行する。